

一面の餘り壹分五厘餘但厚サの三分の一

一筒の高サ八寸二分八厘但筒の徑リ十分の九

一線筒の角の折目一寸一分五厘但面の十分の一

一總板厚サに同じ

一くり形より上一寸六分六厘但縁の高サと縁の厚サと合たる寸法

一土居八分三厘但上の半分の寸法

一くり形の左右狭所土居に同じ

一縁の高サは低キを好み、板の厚サは厚キを好み、面の餘りは長キをこのみ、筒の徑リは廣キをこのみ、筒の長サは短キを好み、角の打目は狭キをこのみ、操形の左右土居は狭キをこのむ。

一中三方面一尺一寸 一小三方面九寸五分 一廣三方面一尺三寸五分

### 〔玉函叢說〕四方三方

四方三方の穴は、今はいとちいさき也、是はそのあなの名を寶珠形など俗にいへば、その名になづみて、燈籠のまどの月形などのやうに、またく寶珠の形をゑるぞと思ふより、かくはなれりけるなるべし、まことは穴には意なくて、残れる板を足のさまに見するなれば、穴はいかにもおほらかにて、下は横ざまにたひらげて、掛盤の下の土居の様に有べきなり。○下略

### 〔調度口傳〕四方之事

普通の三方のごとくにて、すかし四方にあるなり、大臣以上の膳具にして、容易に用べきにあらず、若大臣ならぬ人用る時は、前の一方をはりて用ゆるなりといふ、亥かし公方様には、四方御用なく三方也、寸法三方に准す。

一三方の事